平成２５年（フ）第１９８号
岡山市南区富浜町２番34号
債務者　武藤　拓二
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６８号
岡山県玉野市御崎１丁目４番２号
債務者　池原　正信
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７１号
岡山県加賀郡吉備中央町高谷2306番地１、申立時の住所岡山市東区瀬戸町瀬戸158番地１リベール瀬戸駅前703号
債務者　山崎　　聖
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７２号
岡山県加賀郡吉備中央町高谷2306番地１、申立時の住所岡山市東区瀬戸町瀬戸158番地１リベール瀬戸駅前703号
債務者　山崎　弘志
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７９号
岡山市北区横井上1731番地２横井上アパート104、住民票上の住所岡山市北区横井上1731番地２赤木アパート104
債務者　吉田　　忍
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７３号
東京都八王子市椚田町515番地８フローリッシュトキワ203号
債務者　佐藤　信也
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２８号
東京都あきる野市五日市121番地
債務者　萩原　俊樹
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
釧路市興津４丁目16番７号
債務者　小杉　　孝
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３３１号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西15―802
債務者　高橋　甲士
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５７８９号
東京都足立区千住寿町28―10
債務者　吉河　秀樹
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７９７号
東京都江東区南砂３丁目11－９－202
債務者　小丹枝玉深（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８８４号
東京都豊島区北大塚１丁目24―11―201
債務者　岩本　英子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９２９号
東京都足立区南花畑２丁目28―13
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３３号
東京都墨田区向島３丁目45―15―302
債務者　河野　正信
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９３５号
東京都青梅市長淵４丁目216―10
債務者　東　　将弘
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部